

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令について

平成 27 年 8 月
国土交通省総合政策局

1. 背景

第 189 回国会において、持続可能な地域公共交通ネットワークを実現するための資金的な支援の充実及び独立行政法人改革への適切な対応を目的とした「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 28 号。以下「改正法」という。）が、平成 27 年 5 月 20 日に成立し、同月 27 日に公布されたところ。

今般、同法の施行に伴い、必要な規定の整備を行うため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成 15 年政令第 293 号。以下「機構法施行令」という。）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の内容

（1）機構法施行令関係

今回創設した地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく認定を受けた事業に対する出資等を行う業務に係る勘定について、

①毎事業年度国庫に納付すべき額は、独立行政法人通則法に基づき損益計算を行った結果生じた残余の額に 100 分の 90 を乗じて得た額とする。

（機構法施行令第 12 条関係）

②国庫納付金の帰属先は、財政投融资特別会計の投資勘定とする。

（機構法施行令第 16 条関係）

（2）その他所要の改正を行うこととする。

3. スケジュール

閣 議：平成 27 年 8 月 7 日

公 布：平成 27 年 8 月中旬

施 行：改正法の施行の日（平成 27 年 8 月 26 日）